

令和4年11月18日	資料5
第2回 データヘルス計画（国保・後期）の 在り方に関する検討会	

## 手引きの改訂について

# 本日も議論していただきたいこと

①データヘルス計画の標準化の目的や標準化にあたって配慮すべきこと等の標準化の考え方、②最低限標準化することが望ましい内容、③評価指標の設定などについて、手引きで示す必要であるが、以下について、どのように考えるか。

1 データヘルス計画の策定・実施・評価において、標準化するために、具体的にどのような取組をすればよいか。

(例) 【策定の段階での取組例】

- ・ データヘルス計画の様式・記載事項を揃える
- ・ 実績を比較可能にするために共通の評価指標を設定する

【実施、評価の段階での取組例】

- ・ 共通の評価指標を用いて実績を比較する
- ・ 効果的な保健事業（方法・体制）を抽出しパターン化する

2 共通の評価指標について、手引きでは、どのような内容を示すことがよいか。

(例) 【他の計画の目標設定】

<医療費適正化計画>

- ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施率
- ・ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
- ・ 後発医薬品の使用割合
- ・ 重複・多剤服薬者の割合 など

<健康日本21>

- ・ がん検診受診率（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん） など

【KDBシステムのデータ（健康スコアリング）】

- ・ 生活習慣病リスク保有者の割合（肥満、血糖、血圧、脂質、肝機能）
- ・ 適正な生活習慣を有する者の割合（喫煙、睡眠、運動、飲酒、食事） など

## 参考：第1回の議論でお示しした資料

- 1 人材確保が難しい状況の中、市町村国保はどのように関係機関との連携を進めて、データヘルス計画の策定やその実施、評価を行えばよいか。（関係機関との連携のあり方）
- 2 都道府県による市町村支援をどのように考えるか。市町村がデータヘルス計画を活用して、地域の健康課題の把握と取組を進めるに当たって、都道府県では、保健医療関係者や国保連合会と連携して、どのような支援に取り組むべきか。「データヘルス計画の標準化」を含め、手引きでは、具体的にどのような内容を示すことがよいか。
- 3 令和6年度からの特定保健指導の実施方法では、特定保健指導の成果を重視し、①アウトカム評価（※1）を原則としつつ、プロセス評価（保健指導実施の介入量の評価）も併用して評価する、②対象者の行動変容に係る情報等を収集して成果に至った要因の検討等を行って、対象者の特性に応じた質の高い保健指導を還元していく（「見える化」の推進）などの方向性が示された（※2）が、保健事業における評価や見える化の推進など、手引きにおいてどのような見直しが必要か。

※1 腹囲2cmかつ体重2kgの減少などの対象者の状態の改善や生活習慣病予防につながる行動変容（食生活、運動習慣等の改善など）

※2 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会効率的・効果的な実施方法等に関するワーキンググループ（令和4年8月12日）

- 4 現行の手引きに、追加すべき事項や更に記載を充実させるべき事項として、どのようなことが考えられるか。  
（例）
  - ・新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、各種保健事業の実施率が低下しているが、どのように考えるか
  - ・医療費適正化計画や健康増進計画など、都道府県が策定する計画との調和をどのように考えるか
  - ・加入者や医療機関・薬局への特定健診情報等の共有の仕組み（マイナンバーカードを活用した仕組み）が実装されたなど、デジタル化/DXの進展に対応して、データヘルス計画で盛り込むべきものは何か

# データヘルス計画の標準化について

## 前回検討会での主なご意見

### 【標準化の考え方】

- 標準化は、都道府県が市町村の状況や効果的な取組を把握して、市町村間で共有して活用するためのものである。
- 標準化ありきではなく、都道府県と市町村とが共通意識を持って保健事業を展開するための一つの方法として標準化がある。
- 標準化とは、市町村支援にあたり、支援しやすく、持続性を担保してパターン化できるような知見を抽出するためのものである。
- すでに標準化に取り組んでいる都道府県もあるので、県ごとにデータヘルス計画の様式や記載事項等について標準化を進めることになると思うが、国が最低限必要だと考える基準を示す必要がある。

### 【評価指標の設定】

- 健康増進計画の評価指標をデータヘルス計画に設定すると、効果検証を含めて保健活動に取り組みやすくなる。
- 評価指標は、できるだけKDBで毎年把握するものを設定することを推奨すると、市町村はPDCAを回しやすくなる。
- 市町村が健康課題を把握するために、国レベル、県レベルで、指標を設定することが必要である。
- 都道府県単位で、様式や評価指標を共通化することは大事であるが、計画の中身までそろえるものではない。

### 【標準化と多様性】

- 都道府県ごとに標準化を進める際には、市町村の多様性も認めるべきである。
- 評価指標の標準化は可能だが、地域ごとに健康課題や地域資源等が異なるので、地域の実情に応じた計画にしなければならない。
- 都道府県ごとに多様性はあってもいいが、各保険者が同じ考え方で取り組むことができるようにするべきである。
- 標準化は都道府県、市町村双方に利点があるが、標準化が目的になってしまうおそれもあるので、手引きに記載する際は、標準化の目的を整理して、丁寧に示すべきである。

# データヘルス計画の標準化について

## 現行の手引き等の記載

### 2. 計画に記載すべき事項

#### (4) 目標

##### イ. 目標の設定

###### (目標の視点)

- ストラクチャー・プロセス・アウトプット・アウトカム の4つの視点に立って多角的に評価できるよう、できる限り多くの視点で目標設定を行う。

###### (数値を用いた目標設定)

- 目標設定は、可能な限り、具体的な数値により根拠をもって行う。  
なお、数値目標については、健康日本21や市町村健康増進計画等の各種計画における目標値が参考になる。

#### 具体的な成果目標（アウトカム）設定例

##### 中長期的なもの

医療費の変化、費用対効果、薬剤投与量の変化、冠動脈疾患・脳梗塞の発症

##### 短期的なもの

血圧、血糖値、脂質等の各種検査値の変化、栄養摂取状況などの食習慣や運動習慣など生活習慣の変化、受療行動の開始

#### (5) 保健事業の内容

##### イ. 保健事業に係る実施内容等の明確化・標準化 (P.14)

- 計画に盛り込む保健事業については、事業内容を標準化して評価可能なものとするとともに、同様の健康課題を抱える保険者等との取組の比較が可能となるよう、保健事業ごとに「目的」、「目標」、「対象者」、「事業内容」、「実施方法」、「評価体制・方法」、「実施体制」、「実施スケジュール」、「実施期間」、「実施場所」等を整理し、計画に記載する。

# 【前回検討会での主なご意見 1 - ①】

## 市町村国保における関係機関等との連携について

### 前回検討会での主なご意見

- 人材確保が難しい場合は、保健事業の実施や評価では、保健所の専門職を活用する必要がある。
- 保健事業への理解や協力を得るために、医療機関との連携強化が必要である。
- 保健事業の実施にあたっては、都道府県や医療関係の職能団体、地域の社会資源等を有効に活用することが重要である。
- 医療関係の職能団体との連携では、データを共有した上で、保健事業の実施でも連携する必要がある。
- 保健事業を委託する場合、事業者の人材確保や人材育成についても、関係機関と連携して取り組む必要がある。
- 生涯にわたる、被用者保険から国保に移行するというようなつなぎ目のところにも着目した分析や地域職域連携につながるような取組など、被用者保険に対して保健事業や予防の必要性などを発信していくことも必要である。
- データヘルス計画の策定にあたっては、市町村全体の健康増進計画の評価指標や医療の状況等を勘案する必要があるので、保健衛生部門との連携が必要である。

### 現行の手引き等の記載

#### 1. 計画の基本的事項 (3) 関係者が果たすべき役割 (P.3-6)

- ①実施主体・関係部局の役割②外部有識者等の役割③被保険者の役割

#### 2. 計画に記載すべき事項 (1) 基本的事項【留意点】③実施体制・関係者連携 (P.7)

#### 2. 計画に記載すべき事項 (3) 健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出【留意点】イ. 健康課題の抽出・明確化 (他保険者等との連携による健康課題の抽出・明確化) (P.10)

- 保険者等が保有するデータが被保険者の実態を必ずしも十分に把握できないこともあり得ることから、情報交換を行うなど他保険者等との連携を推進することにより、健康課題をより明確にするよう努める。

## 【前回検討会での主なご意見 1 - ②】

### 市町村国保におけるデータヘルス計画の策定や実施、評価について

#### 前回検討会での主なご意見

- 都道府県の主要な健康課題の分析及び目標と、その目標達成のための各市町村の事業の方針が関連していなければならない。
- 健康増進計画の評価指標をデータヘルス計画に含めると、効果検証を含めて保健活動に取り組みやすくなる。
- ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価は、個別に評価するのではなく、4つの要素を関連させて評価することが必要である。
- データヘルス計画には、何のためにどこまで実施するかという目的や目標は記載されているが、何をどのように実施していくかという戦略や戦術についての記載がない。
- 個別の保健事業計画とデータヘルス計画をどのように進めていくか等、これらの計画の関係について示すべきである。

#### 現行の手引き等の記載

##### 2. 計画に記載すべき事項 (4) 目標【留意点】イ. 目標の設定 (目標の視点) (P.12)

- ストラクチャー・プロセス・アウトプット・アウトカムの4つの視点に立って多角的に評価できるよう、できる限り多くの視点で目標設定を行う。

##### 2. 計画に記載すべき事項 (5) 保健事業の内容 (P.12-14)

## 【前回検討会での主なご意見 2】

### 都道府県等による市町村支援

#### 前回検討会での主なご意見

##### 【市町村支援の考え方】

- 都道府県の主要な健康課題の分析及び目標と、その目標達成のための各市町村の事業の方針が関連していなければならない。
- 市町村の独自性を保つことを考慮する必要がある。
- 市町村の規模等を踏まえつつ、すべてを支援するのではなく、事業設計の思想や評価指標設定の考え方などを提供するなど工夫が必要である。
- 特に小規模市町村は人員が不足しており、都道府県や国保連等の支援者が、市町村の現状を把握しやすいようにすることが大事である。
- 保健所の負担も考慮し、都道府県や国保連、外部の構成員等が連携して市町村を多重的に支えていく体制づくりが必要である。

##### 【都道府県による支援】

- 健康課題や医療費分析を個別の市町村で実施することは市町村の負担が大きいため、都道府県が主体となって分析をする。その際、都道府県単位では大きすぎるため、保健所単位や医療圏単位等で分析をする。
- 都道府県が健康課題等を分析して都道府県全体の目的や目標等を市町村に提示して、市町村が都道府県の方針に基づいて地域の実情にあった保健事業を展開できるようにする必要がある。
- 都道府県全体の課題、市町村が重点的に取り組むべき課題が構造的になるとわかりやすい。
- 後期高齢者医療制度では、広域連合が都道府県内の状況を把握して市町村と相談しながら計画を策定しているが、国保の方でも参考にするべきである。

##### 【保健所による支援】

- 人材確保が難しい場合は、保健事業の実施や評価では、保健所の専門職を活用する必要がある。
- 保健所が市町村を適切に支援するためには、保健所の体制づくりを考える必要がある。

#### 現行の手引き等の記載

1. 計画の基本的事項 (3) 関係者が果たすべき役割 ②外部有識者等の役割 (国保連及び支援・評価委員会の役割)  
(都道府県の役割) (国保連と都道府県との連携) (P.5)

## 【前回検討会での主なご意見3】

### 個別の保健事業の評価

#### 前回検討会での主なご意見

- 保健事業の評価の見える化について、見える化の進め方や考え方を手引きに示していくことが必要である。
- 地域の健康課題に応じたアウトカム指標を設定する必要がある。
- 個別の保健事業とアウトカム評価指標の整合性について、確認することが必要である。
- ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価は、個別に評価するのではなく、4つの要素を関連させて評価することが必要である。

#### 現行の手引き等の記載

##### 2. 計画に記載すべき事項 (4) 目標【留意点】イ. 目標の設定(目標の視点) (P.12)

- ストラクチャー・プロセス・アウトプット・アウトカムの4つの視点に立って多角的に評価できるよう、できる限り多くの視点で目標設定を行う。

##### 2. 計画に記載すべき事項 (4) 目標 イ. 目標の設定期間(数値を用いた目標設定) (P.12)

- 目標設定は、可能な限り、具体的な数値により根拠をもって行う。なお、数値目標については、健康日本21や市町村健康増進計画等の各種計画における目標値が参考になる。

## 【前回検討会での主なご意見 4】 追加すべき内容、記載を充実させる内容

### 前回検討会での主なご意見

#### 【データヘルス計画の考え方】

- データヘルス計画が目指すこと、将来像、世界観を手引きに記載する必要がある。
- PDCAを回すことで地域の健康課題を解決して、健康寿命の延伸や医療資源の最適化などを目指すことが、データヘルス計画の最終的な目的であることを手引きに記載する必要がある。

#### 【後期高齢者医療制度との連携】

- 国保保健事業を計画する際は、後期高齢者保健事業との接続を踏まえる必要がある。
- 国保保健事業と後期高齢者保健事業とが継続的に実施できるようにするために、手引きに記載する必要がある。
- 高齢者の一体的実施についても、国保のデータヘルス計画に位置付けられるように、手引きに記載する必要がある。

#### 【チェックリスト】

- データヘルス計画作成者向けだけでなく、支援する者も使うことができるチェックリストにする必要がある。

#### 【他計画との調和】

- 具体的な指標や成果目標だけでなく、保健事業に取り組む考え方や他計画との整合性についても、手引きに記載する必要がある。

#### 【デジタル化・DXの進展への対応】

- DXの視点からのデータ分析を考える必要がある。
- DXに関する内容をデータヘルス計画や手引きに記載する必要がある。